



KAWASAKI CITY

環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成22年4月6日

川崎市環境影響評価に関する条例第19条に基づき「北加瀬社宅（仮称）建設」に係る条例環境影響評価準備書の縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	神奈川県横浜市西区平沼一丁目40番26号 東日本旅客鉄道株式会社 横浜支社 執行役員 横浜支社長 濱田 賢治
	指定開発行為の名称	北加瀬社宅（仮称）建設
	指定開発行為の種類	住宅団地の新設（第3種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市幸区北加瀬二丁目80番1他
	指定開発行為の目的	社宅の建替え
	指定開発行為の内容	区域面積：約14,640㎡ 計画人口（計画戸数）：426人（142戸） 建物高さ：約17.3m 延べ面積：約10,623㎡
	指定開発行為の施行期間	着手予定：平成22年8月 完了予定：平成24年7月
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成22年4月6日（火）から 平成22年5月20日（木）まで 土曜日、日曜日等閉庁日は除く ただし、幸区役所及び中原区役所では第2・第4土曜日の午前中も縦覧を行います。 時間：午前8時30分から午後5時まで
	縦覧場所	幸区役所、幸区役所日吉出張所、中原区役所及び本庁（環境局環境評価室）
	意見書の提出	・縦覧の条例準備書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出することができます。 ・提出された意見書は個人情報等を伏せてその写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限：平成22年5月20日（木） （郵送の場合は、平成22年5月20日消印有効） 提出先：川崎市環境局環境評価室 意見書の用紙は、それぞれの縦覧場所に用意してあります。
	問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2156 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm